

農地法による別段の面積について（お知らせ）

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、令和4年第2回丸森町農業委員会総会において、令和4年4月1日から適用する別段の面積を次のように定めたのでお知らせします。

令和4年2月25日

丸森町農業委員会会長 齋 輝 夫

- 1 区域 丸森町農業委員会の区域
- 2 面積 10アール